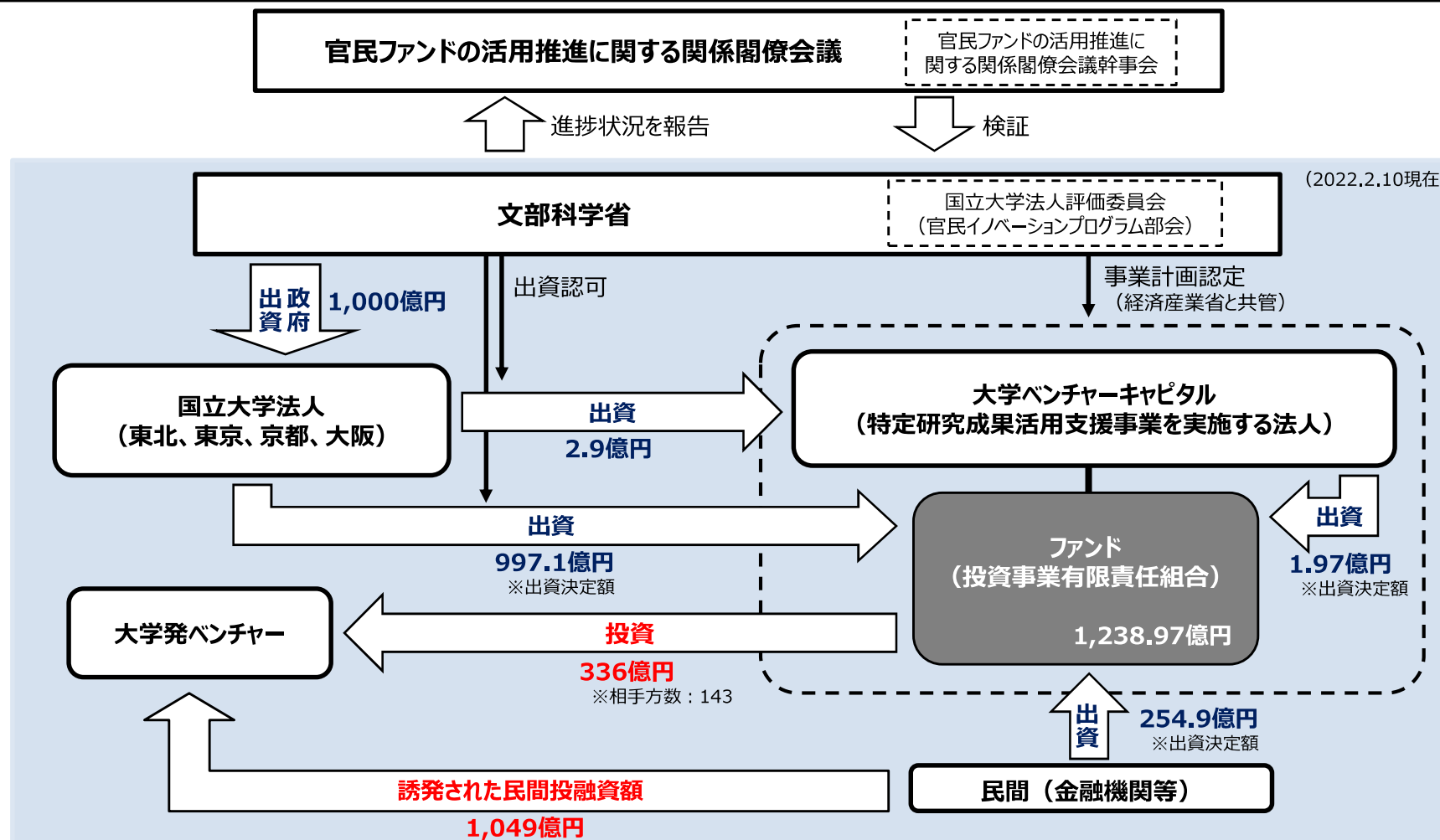


官民イノベーションプログラムの概要

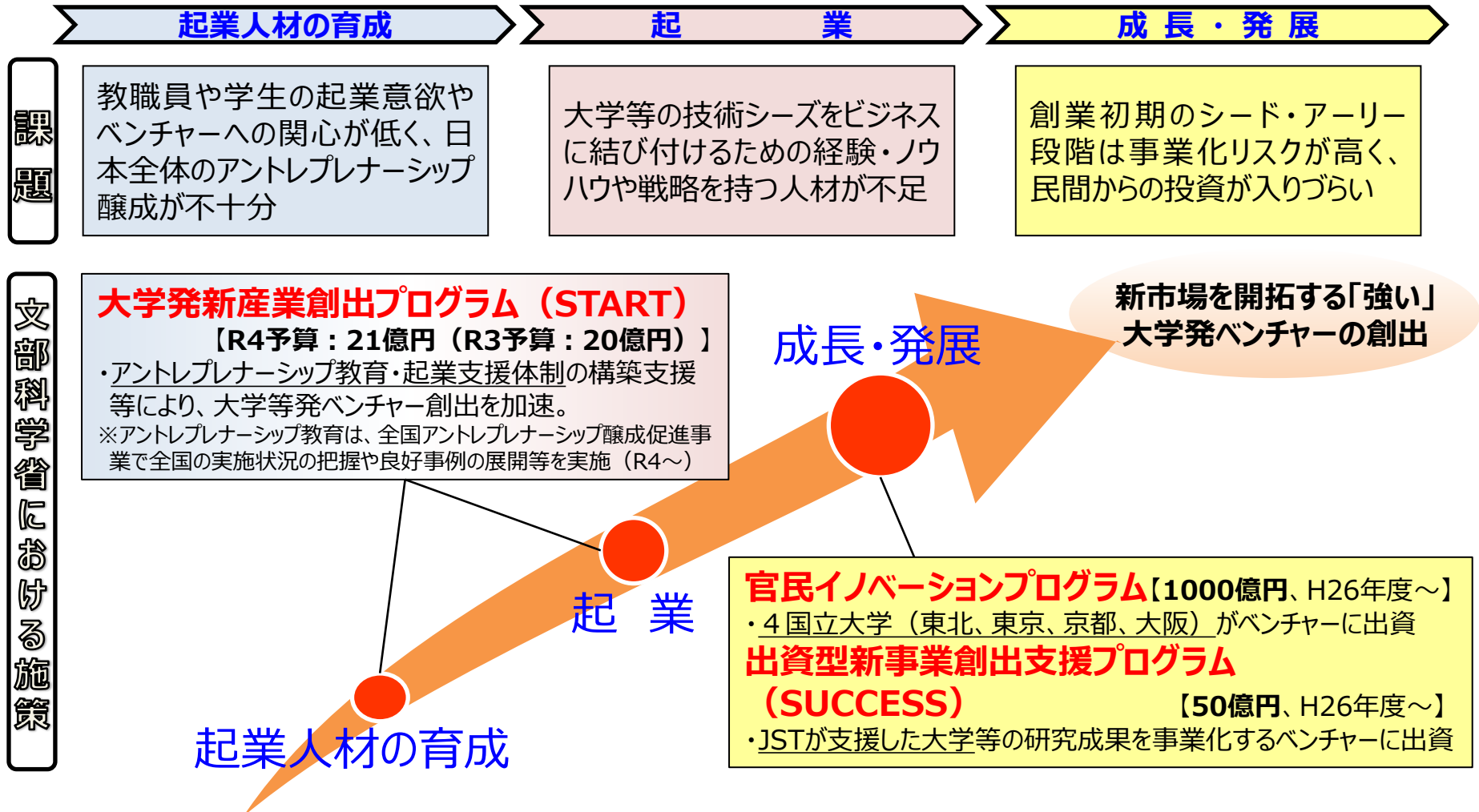
- 平成26年4月、改正産業競争力強化法及び改正国立大学法人法の施行により、国立大学の研究成果を活用する大学発ベンチャーを支援する事業を行うことを目的とする会社のうち、一定の要件を満たすものに対して、**国立大学法人が出資を行いベンチャーキャピタル（VC）を設立し、ファンドを創設**することを可能とする制度（官民イノベーションプログラム）を措置
- **国立大学法人における研究成果の実用化を促進**し、社会における新たな価値の創造につなげていくため、平成24年補正予算により、高い研究力及び共同研究実績を有する4つの国立大学法人（東北、東京、京都、大阪）に対して合計1,000億円を国から出資し、特に**民間VCがリスク高のために避けがちな、足の長いシード段階やアーリー段階の案件を中心に投資を展開**



大学発ベンチャー創出・成長に向けた文部科学省の施策

資料3-2
国立大学法人評価委員会
官民イノベーションプログラム部会
(第34回) R4.5.11

- 新市場を開拓する「強い」大学発ベンチャーの創出は急務。起業、人材育成等の各段階において様々な課題。
- 文部科学省では、**大学を中心としたエコシステムの担い手（人材や大学発ベンチャー）を生み出す**ため、アントレプレナー育成や新事業創出のための研究開発支援等の施策を実施。



官民イノベーションプログラム これまでの経緯

年度	与党・政府の動き	大学VCの動き	ファンドの動き
2012	H24 H25.1 日本経済再生に向けた緊急経済対策（閣議決定） H25.2 H24補正予算成立（出資金分1000億円） H25.3 4大学（東北大、東大、京大、阪大）に政府出資		
2013	H25 H26.1 産業競争力強化法施行		
2014	H26 H26.4 改正国立大学法人法施行（国立大からVC・ファンドへの出資を可能とするための法改正）	H26.12 京都iCAP設立 H26.12 OUVC設立 H27.2 THVP設立	
2015	H27	H28.1 東大IPC設立	H27.7 OUVC1号F設立 H27.8 THVP1号F設立 H28.1 京都iCAP1号F設立
2016	H28		H28.12 東大IPC1号F設立
2017	H29 H29.7 自民党行政改革推進本部官民ファンド各種の見直しチーム提言		
2018	H30 H30.4 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書（官民ファンドにおける業務運営の状況について） H30.7 改正産業競争力強化法施行（2号ファンドが他の国立大発ベンチャーに投資可能とするための法改正）		
2019	R1 R1.5 改正国立大学法人法施行（附則第23条に政府出資金及びその運用利益金の国庫納付に関する規定を追加）		R2.1 東大IPC2号F設立
2020	R2 R2.7 自民党行政改革推進本部官民ファンド見直しチーム提言		R2.10 THVP2号F設立 R3.1 OUVC2号F設立 R3.1 京都iCAP2号F設立

(注1) THVP = 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社
東大IPC = 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社
京都iCAP = 京都大学イノベーションキャピタル株式会社
OUVC = 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社

(注2) 1号F = 1号ファンド
2号F = 2号ファンド

官民イノベーションプログラム これまでの経緯（行革指摘等）

（１）自民党行政改革推進本部官民ファンド各種の見直しチーム提言（2017 年度）

- ・ 出資されずに大学にある残額については、今後の状況を踏まえつつ、国庫返納などの措置を検討すべき
- ・ 国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会による出資に係る評価や各大学の中にモニタリング機関として設置されている外部評価委員会による検証を強化するなど、各大学におけるガバナンスの適正化を図るべき
- ・ その他の大学も本プログラムに参画できるよう、実施主体の拡大に向けた方策を検討すべき
- ・ 民業圧迫とならないよう、適切に事業を執行すべき

（２）会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書（2018 年度）

- ・ 政府出資金のうち、特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けていない資金の活用について、既存の国大ファンドの新規投資期間の終了時期等を考慮し、今後の使用見込み等について十分に検討すること
- ・ 政府出資金を国庫に納付する手段についての規定がない国立大学法人法を改正するなど、政府出資金の国庫納付が行えるようにする措置を検討すること

（３）自民党行政改革推進本部官民ファンド見直しチーム提言（2020 年度）

- ・ 新ファンド（２号ファンド）を設ける際には、民間から幅広く出資を募り、新ファンドに対する民間出資の割合が現在のファンドにおける割合を上回るべき

※ 産業競争力強化法の改正、国立大学法人法の改正など（2018～2019 年度）

- ・ 国庫納付規定の整備（国立大学法人法の改正、2019.5 施行）
- ・ 新たに設立する投資事業有限責任組合（２号ファンド）は、民間出資の範囲内で他大学の研究成果を活用する投資案件へも出資可能に（産業競争力強化法の改正、2018.7 施行）
- ・ 新たに設立する投資事業有限責任組合（２号ファンド）は、１号ファンドよりも民間出資割合を向上（実施指針（告示）の改正、2018.7 施行）
- ・ 大学における外部評価委員会の設置義務化（実施指針（告示）の改正、2018.7 施行）

官民イノベーションプログラム 各ファンドの存続期間

2021.7.28

	ファンド名	年度																				
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1号 ファンド	THVP－1号投資事業有限責任組合 (東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社)	←					10年					→										
		2015/8/31										2025/12/31										
	協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合 (東京大学協創プラットフォーム開発株式会社)		←							15年								→				
			2016/12/15															2031/12/15				
2号 ファンド	イノベーション京都2016投資事業有限責任組合 (京都大学イノベーションキャピタル株式会社)	←							15年								→					
		2016/1/4															2030/12/31					
	OUVC1号投資事業有限責任組合 (大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社)	←					10年					→										
		2015/7/31										2025/7/30										
2号 ファンド	THVP－2号投資事業有限責任組合 (東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社)							←			10年					→						
								2020/10/26								2030/12/31						
	オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合 (東京大学協創プラットフォーム開発株式会社)						←						15年							→		
							2020/1/31													2035/1/31		
2号 ファンド	イノベーション京都2021投資事業有限責任組合 (京都大学イノベーションキャピタル株式会社)						←					12年				→						
							2021/1/12										2032/12/31					
2号 ファンド	OUVC2号投資事業有限責任組合 (大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社)						←					12年				→						
							2021/1/1										2032/12/31					

官民イノベーションプログラム関係事項の年間スケジュール

2022.4.20

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
大学VC ファンド	6月30日 認定特定研究成果 活用支援事業計画 の実施状況報告書	KPI進捗・達成 状況等の報告		
文部科学省		KPI進捗・達成 状況等の報告		報告
官民イノベー ションプログ ラム部会	(5/11開催) (R4年度は 特別に開催) 部会の所掌事項、 現状等の説明	7月～8月頃(7/12開催予定) 定例会議 大学及び大学VC からのヒアリング (実施状況報告)		開催時期未定 (必要に応じて 開催) 第3期中期目標・ 計画の最終年度 評価
官民ファンド の活用推進 に関する関 係閣僚会議 幹事会		9月～10月頃 定例会議 検証		